

1 1 . 5 4

台湾の国籍及び住所の表示について

1. 台湾人が特許庁へ提出する願書等の書類の国籍の欄には「台湾」と記載させる。また、台湾人の住所が台湾にある場合「台湾〇〇市〇〇」のように記載させる。
2. 「中華民国」「中華民国台湾省」のように記載をしてきたときは、これを「台湾」と記載したものとみなし、特許公報類及び特許原簿等においては「台湾」と掲載し、又は記録する。

(説明)

特許法等においては、願書等の書類の記載を職権により訂正する場合の規定が設けられていないが、本件のような場合はこれらの法で本来予想されていない事態であると考えられる。我が国としては「中華民国」という国家を認めず、政府関係機関としてはこのような表現を用いることができない立場であるから、上記のとおり取り扱うことが適当と考えられる。

(改訂平成23・11)